

行政事業レビューシート (厚生労働省)

予算事業名	自立就業支援助成金(高齢者等共同就業機会創設助成金)	事業開始年度	平成14年度	作成責任者		
担当部局庁	職業安定局高齢・障害者雇用対策部	担当課室	高齢者雇用事業室	高齢者雇用事業室長		
会計区分	労働保険特別会計雇用勘定	上位政策	高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第49条 雇用保険法第62条第1項第3号、第5号	関係する計画、通知等	-			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	急速に高齢化が進行する中で、高齢者の就業を促進する必要があるが、本事業は、高齢期においては就業意欲が多様化することを踏まえ、その選択肢の1つである創業を支援することにより、新たに就業機会を創出することを目的とするものである。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	45歳以上の高齢者等3人以上が、共同して新たに法人を設立し、45歳以上の労働者を雇い入れ、継続的な雇用・就業機会を自ら創出する場合に、事業開始に係る経費の一部(法人の主たる事業所の所在する都道府県の有効求人倍率に応じて1/2又は2/3)を助成する。(500万円を上限として支給する。)					
実施状況	平成21年度支給件数:61件					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	1,410	1,257	1,156	574	549
	執行額	1,485	365	222		
	執行率	105.3%	29.0%	19.2%		
	総事業費(執行ベース)	1,485	365	222		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構を通じ、支給要件を満たすことその他、高齢者等の就業状況、法人設立1年後の存続状況などを把握				
	見直しの余地	本助成金については、その活用状況を踏まえ、制度内容・予算額等の見直しを毎年行っている。 平成22年度においても助成金の一層効果的な活用を図るため、助成率の基準について、全国平均の有効求人倍率を基準とする相対基準から、有効求人倍率1.00倍を基準とする絶対基準への変更を行い、より雇用情勢の変化に対応した助成率となるよう見直しを行った。				
予算監視の・効率化	一部改善(執行状況を予算要求に反映) 毎年度恒常的に不要が生じており、予算と執行の乖離の要因等を精査し、予算を縮減すべき。					
補記						

厚生労働省
222百万円

(高年齢者等共同就業機会創設助成金)



【補助】

A. (独)高年齢・障害者雇用支援機構
222百万円

(高年齢者等共同就業機会創設助成金の支給)



B. 事業主
支給件数 61件
支給金額 222百万円

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位:百万円)

A.独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
助成金	事業主に対する助成金支給	222			
計		222	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。使途と費目の双方で実情が分かるように記載)